

重要事項説明書

1. 事業者の概要

(1) 事業者の名称等

名称・法人種別	医療法人 田中会
代表者氏名	理事長 田中 英一
所在地	熊本市中央区新市街7-17
連絡先	電話 096-354-0055
	FAX 096-354-0077

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名(介護)	武蔵ヶ丘通所リハビリテーション		
事業所名(予防)	武蔵ヶ丘通所リハビリテーション グリーンフィットネス		
所在地	熊本市北区楠7丁目15-1		
連絡先	電話	096-342-5636	
	FAX	096-342-5278	
事業所番号	4370100846		
管理者の氏名	水流添 周		
営業日 提供時間	介護：月曜日～土曜日	9：00～13：30	
		9：00～15：30	
	予防：月曜日～金曜日	10：00～11：30	
		12：00～13：00	
		15：00～16：30	
利用定員	80名		

(2) 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持回復を図る為サービスを提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画書が作成されます。また計画の内容については同意をいただきます。

(3) 施設の職員体制（令和6年6月1日現在）

	常勤	非常勤	業務内容
管理者兼医師	1	0	従業者を指導管理し、業務を統括します。
看護職員	5	1	入所者の療養上の看護及び体調確認を行い、体調不良時の看護等を行います。
介護職員 (介護福祉士 13名)	14	3	提供時間帯において、ケアプランに基づいた介助や、1日を楽しく過ごしていただく為にレクリエーションを行います。
理学療法士 作業療法士	8 1	0	個別のリハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法・作業療法、その他のリハビリテーションを行います。専門的な見地から利用者の状況に関する情報を多職種と共有し、適切なリハビリテーションサービスを行います。
管理栄養士	1	0	栄養職員は、低栄養状態の予防・改善を目的として、栄養食事相談などの栄養管理を行う。

(4) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、お支払いは毎月26日に口座より引き落とさせていただきます。

3. 施設利用に当たっての留意事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
飲酒・喫煙	平成21年5月1日より病院敷地内全面禁煙となっております。ご協力をお願い致します。原則として飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
所持金品の管理	所持金並びに貴重品は、ご持参ならないようお願い致します。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対し宗教及び政治活動はご遠慮下さい。

4. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内・外消火栓、非常電源設備
 非常通報装置、防火戸、自動火災放置設備
- ・防火訓練 年2回

5. 従業員の禁止事項

①	利用者及び家族からの、金銭・物品・飲食の授受。
②	利用者や家族に対して行う、宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為。
③	入浴時や他の時間の髪切り、カミソリを使用した髭剃りや顔剃り等の理容行為。
④	介護職員が行う医療行為。
⑤	ご自宅以外の場所への送迎。(病院等への送り迎え)

6. 虐待の防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 : 管理者

- ・虐待等に係る苦情解決方法や体制を整備しています。
- ・地域包括支援センターへの報告
- ・従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・成年後見制度の利用を支援します。

7. 身体拘束等の禁止

当事業所では、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

8. 感染症・災害対策

- ・感染症の発生およびまん延に関する取り組みを行い、委員会の開催・指針の整備・研修・訓練（シミュレーション）の実施等を行います。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していきます。
- ・非常時災害対策を構築し、他事業者や地域住民との連携の強化を行います。

9. 要望及び苦情等の相談

お客様相談窓口	窓口責任者 管理者(不在の場合は常勤職員)
	ご利用時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
	電話番号 096-342-5636

※その他の公的相談窓口は下記のとおりです。

熊本県国民健康保険団体連合会（国保連）：連絡先 096-214-1101

10. 緊急時の指定医療機関(かかりつけ医)

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本とするが、サービス利用中などの病状の急変の際には以下の医療機関の指示のもとに対応する。

- ・ 武蔵ヶ丘病院 熊本市北区楠7丁目15-1 TEL:096-339-1161

個人情報保護の同意書

(令和6年6月1日)

武蔵ヶ丘通所リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、利用者様及びご家族よりお預かりしている個人情報についての利用目的を以下のとおり定めます。

- ◇介護サービス事業者や公的機関、他の居宅サービス事業所、医療機関等との連携
- ◇ご家族等へのサービス利用状況説明
- ◇介護サービス利用料請求に関する事務
- ◇審査支払機関へのレセプト提出（給付管理業務）
- ◇居宅介護支援事業所からの照会時の回答
- ◇保険者への事故等の報告。
- ◇サービス提供困難時の事業所間の連絡等

[その他、当事業所内での利用に係る利用目的]

- ◇介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇介護保険法令に基づく、支援実績にかかわる資料の5年間の保存義務の履行。
- ◇当事業所の業務の質の向上、改善のための当事業所内での事例検討会等。

上記以外で個人情報を利用する場合は、別途、本人の同意を得るものとします。

(別表)

武蔵ヶ丘通所リハビリテーション利用単位表

(1) 基本単位

提供時間		1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	通常規模	369	383	486	553	622	715	762
要介護2		398	439	565	642	738	850	903
要介護3		429	498	643	730	852	981	1046
要介護4		458	555	743	844	987	1137	1215
要介護5		491	612	842	957	1120	1290	1379

- ・1日利用は6時間以上7時間未満となります。・半日利用は4時間以上5時間未満となります。
- ・4階短時間は1時間以上2時間未満となります。

介護予防通所リハビリテーション	
要支援1	2268/月
要支援2	4228/月

- ・短時間のみのご利用になります。

(2) 加算単位

加算項目	
入浴介助加算Ⅰ	40/回
入浴介助加算Ⅱ	60/回
リハビリマネジメント加算ハ：6月以内	793/月
リハビリマネジメント加算ハ：6月超	473/月
リハビリテーション提供体制加算	24/日
サービス提供体制強化加算	18/日
短期集中個別リハビリテーション加算	110/日
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20/6月
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5/6月
栄養改善加算(3ヶ月以内月2回まで)	200/回
科学的介護推進加算	40/月
サービス提供体制加算 要支援1	88/月
サービス提供体制加算 要支援2	176/月
一体的サービス提供加算	480/月
退院時共同指導加算	600
生活行為向上マネジメント加算	1250/月